

事 務 連 絡  
平成 2 3 年 3 月 2 9 日

岩手県、宮城県、福島県 医療主管課 御中  
災害救助法担当課 御中

厚生労働省医政局医事課  
社会・援護局総務課災害救助・救援対策室

### 死体検案書の作成料に関する災害救助法の適用について

今回の東北地方太平洋沖地震に係る遺体の検案に要する費用及び検案書の作成料に関する考えは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

#### 記

1. 今回の東北地方太平洋沖地震に係る遺体の検案に要する費用及び検案書の作成料は、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）に基づき、当該地域の慣行料金の額以内で実費弁償の対象となる。
2. このため、被災地で遺体の検案を行っている医師に対し、今回の検案に要する費用及び検案書の作成料が公費負担の対象となることを周知し、御遺族に対し、遺体の検案に要する費用及び検案書の作成料が請求されることのないようにされたい。
3. また、すでに御遺族が、検案を行った医師が所属する医療機関の請求により、実費弁償に相当する額を支払っている場合においては、当該医療機関が発行する領収書等により御遺族が実際に支払った額を確認の上、当該医療機関から御遺族に対して、受け取った額の返還を行い、当該地域の慣行料金の範囲内で実費弁償に相当する額を県に請求するよう周知する方法その他相当の方法により、適切な対応を図られたい。

(参照条文)

## ○災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）

第二十三条 救助の種類は、次のとおりとする。

一～八 （略）

九 埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十三条 第二十三条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

2・3 （略）

第三十六条 国庫は、都道府県が第三十三条の規定により支弁した費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用（前条の規定により求償することができるものを除く。）並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもつて算定した当該年度の収入見込額（以下この条において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二 収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三 収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十

## ○災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）

第八条 法第二十三条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一 死体の搜索及び処理

二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第九条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

2 前項の厚生労働大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第二十五条 法第三十六条に規定する政令で定める額は、百万円とする。

## ◎災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 12 年厚生省告示第 144 号）

(埋葬)

第十条 法第二十三条第一項第九号の埋葬は、次の各号の定めるところにより行うこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十万千円以内、小人十六万八百円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第二十三条第一項第十号の規定に基づく令第八条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 (略)

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) ・(2) (略)

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ (略)